

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

vol. 24

平成11年12月3日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

臨時特例交付金の使途について

臨時特例交付金の使途の問題につきまして、最近、いろいろな報道がなされておりますが、去る11月29日（月）の介護保険担当課長会議で御説明した内容につきましては、変更はございませんので、お知らせさせていただきます。

なお、これに関し、本日の厚生大臣の記者会見の概要をまとめましたので、併せてお送りいたします。

本日（12月3日）の厚生大臣記者会見の概要（要旨）

【交付金の使途について】

- 交付金の使途については、半年間保険料を徴収しない分及びその後の1年間2分の1に軽減する部分については、保険料の軽減のみに充てていただくものである。これまで自分が国会で答弁している内容に変更はなく、総理も国会で同趣旨の答弁をされている。また、今週月曜日（29日）の全国課長会議でもこの趣旨で説明しており、これまで説明してきたことと変更はない。
- いろいろと報道があることは承知しているが、保険料軽減分とは別に準備経費分やシステム改修分については対応しており、この部分を別に確保していることと、保険料軽減分の中からこのような経費に充てることができるということと混同されているのではないか。

【保険料を徴収した場合の取扱いについて】

- これまで繰り返して説明しているとおり、保険料を徴収した場合には、その分については交付対象にはならない。

臨時特例交付金の交付要綱の骨格（案）

交付金総額 7,850億円

○交付金は、以下の考え方で各市町村に配分。

1. 第1号保険料の軽減等分 約7,750億円

(1) 保険料軽減分の交付金の配分方法

○介護保険法の施行後半年間は第1号保険料を徴収せず、また、その後1年間は第1号保険料を経過的に2分の1に軽減することができるようにするための費用に応じて配分。各市町村には、第1号保険料として徴収する必要がある費用の見込額に応じて配分。

○このほか、人口規模が小さい市町村、離島等市町村、療養型病床群が集中している市町村等について、一定の基準に応じて交付金を配分。

(2) 保険料軽減のシステム開発等

○(1)に係る措置を行うため、保険料賦課・徴収システムの改修等に要する経費に配慮して配分。

2. 施行準備経費等関係 約100億円

(1) 広域化支援対策

(2) 広報啓発等の円滑施行のための準備経費